

# 北広島市産科医院開設誘致制度のご案内

北広島市内に産科又は産婦人科を有する診療所を開設する開業医（医師又は医療法人）に対し診療所開設に要する費用の一部を助成します。

## 1. 対象者（次の①から③の全てに該当すること）

- ① 市内に産科又は産婦人科を有する診療所等を開設する方
- ② 診療所を継続して10年以上開業する見込みがある方
- ③ 産科又は産婦人科の臨床経験が5年以上ある方

## 2. 助成金の種類

名称	補助の対象	補助率・期間	限度額
土地・建物取得費	土地・建物等の取得に対する助成	取得価格の1/2・10年間分割	5,000万円
租税公課	取得した土地・建物等に賦課された固定資産税の税額に対する助成	年/100万円・5年間	500万円
賃借料	土地・建物等の賃借に対する助成	年/600万円・5年間	3,000万円
改修費	賃借した建物等の改修工事に対する助成	取得価格の1/2・5年間分割	1,000万円
医療機器	医療機器の取得に対する助成	取得価格の1/2・5年間分割	2,500万円

## 3. 開設形態別助成金

開設形態 助成金	新規で開業				③既存の病院の新診療科として開設	
	①土地・建物を取得で開設		②ビルのテナントとして開設			
土地・建物取得費	○	5,000万円	×	-	×	-
租税公課	○	500万円	×	-	×	-
賃借料	×	-	○	3,000万円	×	-
改修費	×	-	○	1,000万円	○	1,000万円
医療機器	○	2,500万円	○	2,500万円	○	2,500万円
補助総額		8,000万円		6,500万円		3,500万円

#### 4. 年度別助成金額

##### ① 土地・建物を取得で開設

開設形態 助成金	土地・建物を取得で開設			
	初年度	2年目～5年目	6年目～10年目	補助総額
土地・建物 取得費	500万円	500万円	500万円	5,000万円
租税公課	100万円	100万円	-	500万円
賃借料	-	-	-	-
改修費	-	-	-	-
医療機器	500万円	500万円	-	2,500万円
補助総額	1,100万円	1,100万円×4年間= 4,400万円	500万円×5年間= 2,500万円	8,000万円

##### ② ビルのテナントとして開設

開設形態 助成金	ビルのテナントとして開設			
	初年度	2年目～5年目	6年目～10年目	補助総額
土地・建物 取得費	-	-	-	-
租税公課	-	-	-	-
賃借料	600万円	600万円	-	3,000万円
改修費	200万円	200万円	-	1,000万円
医療機器	500万円	500万円	-	2,500万円
補助総額	1,300万円	1,300万円×4年間= 5,200万円	-	6,500万円

##### ③ 既存の病院の新診療科として開設

開設形態 助成金	既存の病院の新診療科として開設			
	初年度	2年目～5年目	6年目～10年目	補助総額
土地・建物 取得費	-	-	-	-
租税公課	-	-	-	-
賃借料	-	-	-	-
改修費	200万円	200万円	-	1,000万円
医療機器	500万円	500万円	-	2,500万円
補助総額	700万円	700万円×4年間= 2,800万円	-	3,500万円

お問い合わせ先

北広島市役所 保健福祉部健康推進課

〒061-1192 北海道北広島市中央4丁目2番地1

☎ 011-372-3311 内線1205

FAX 011-398-4302

E-mail kenkou@city.kitahiroshima.lg.jp